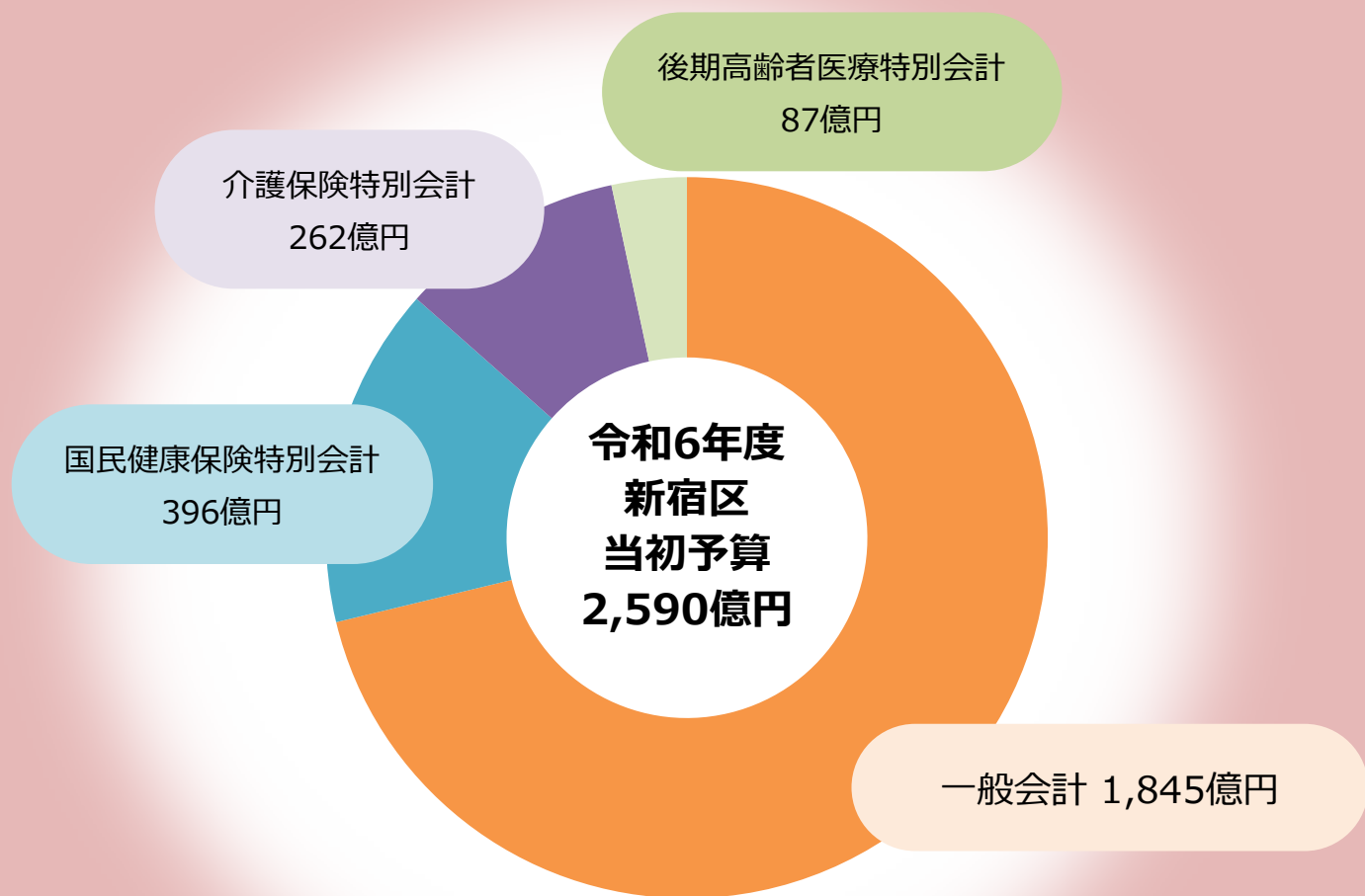


新宿区の財政

新宿区は、一般会計と、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療の3つの特別会計の予算を編成し、みなさんに身近な行政サービスを行いつつ、堅実な行財政運営に努めていきます。



令和6年3月

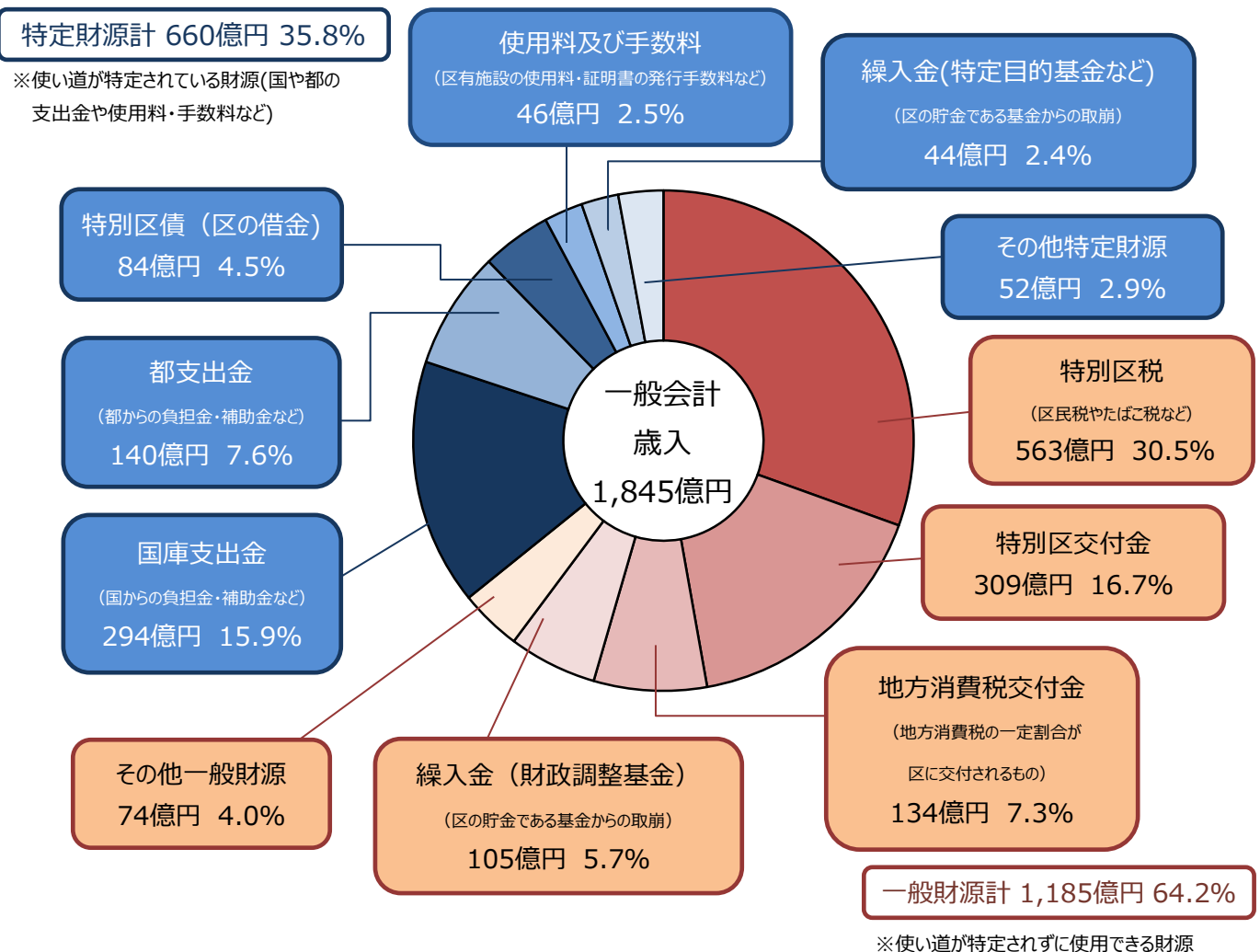
I 収入と支出

収入の内訳

令和6年度一般会計歳入 当初予算

新宿区の収入（歳入）は、区民の皆さんが納めた特別区税や地方消費税交付金、都から交付される特別区交付金などの一般財源と、国・都からの補助金や施設の使用料などの特定財源で構成されています。

令和6年度一般会計歳入予算総額1,845億円のうち、一般財源では、特別区税が563億円で歳入全体に占める割合が30.5%、特別区交付金が309億円で16.7%、地方消費税交付金が134億円で7.3%と続いており、財源不足額として取り崩す財政調整基金からの繰入金は105億円で5.7%となっています。特定財源では、国庫支出金が294億円で15.9%、都支出金が140億円で7.6%となっています。



◎ポイント1

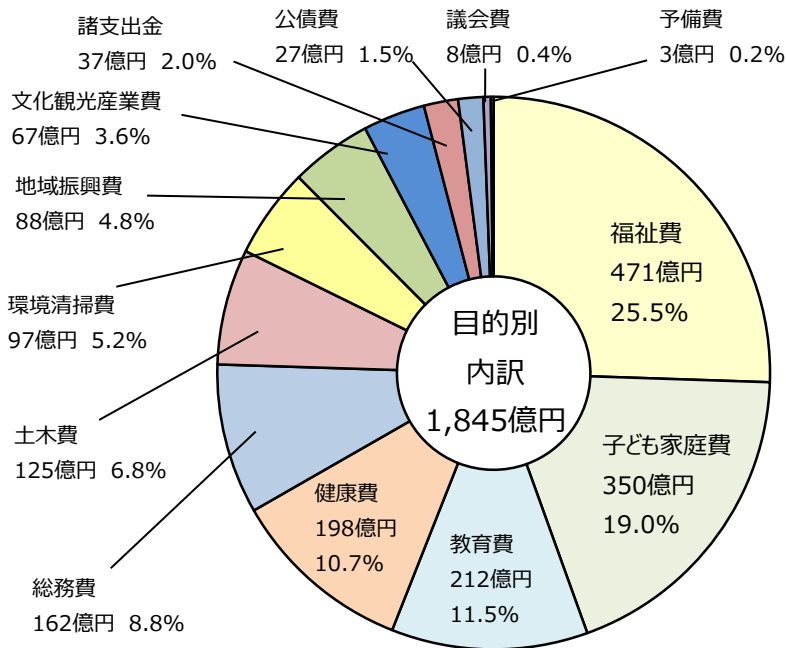
区民の皆さんに身近な行政サービスに必要な費用の多くは、特別区税をはじめとする使い道が特定されずに使用できる「一般財源」でまかなわれています。この割合が大きいほど自主的な財政運営を行うことができます。

一般財源の収入は、個人所得・法人所得あるいは消費動向等によって大きく左右されます。6年度予算では所得金額の増などにより特別区税が増となったことに加え、原資となる調整税等の増などにより特別区交付金が増となるなど、財政調整基金繰入金を除く一般財源は前年度と比較して増となりました。しかし、それを上回る行政需要の増加に伴い、財源不足は拡大し、財政調整基金繰入金は増となりました。なお、一般財源である地方消費税交付金のうち、消費税引き上げ相当額については、障害者・高齢者等への支援、子ども・子育て支援給付、低所得者の保険料軽減制度等へ充当するなど、社会保障の充実に活用しています。

支出の内訳

令和6年度一般会計歳出 当初予算

1 目的別内訳



新宿区の令和6年度の一般会計歳出予算を目的別に見ると、福祉費471億円、子ども家庭費350億円、教育費212億円を合わせると、1,033億円となっており、全体の56.0%を占めています。

この次に、健康費、総務費、土木費が100億円を超える規模で続きます。

予算総額を、1万円に置き換えて、その使い道をみると、福祉費に2,550円、子ども家庭費に1,900円、教育費1,150円、健康費1,070円と続きます。

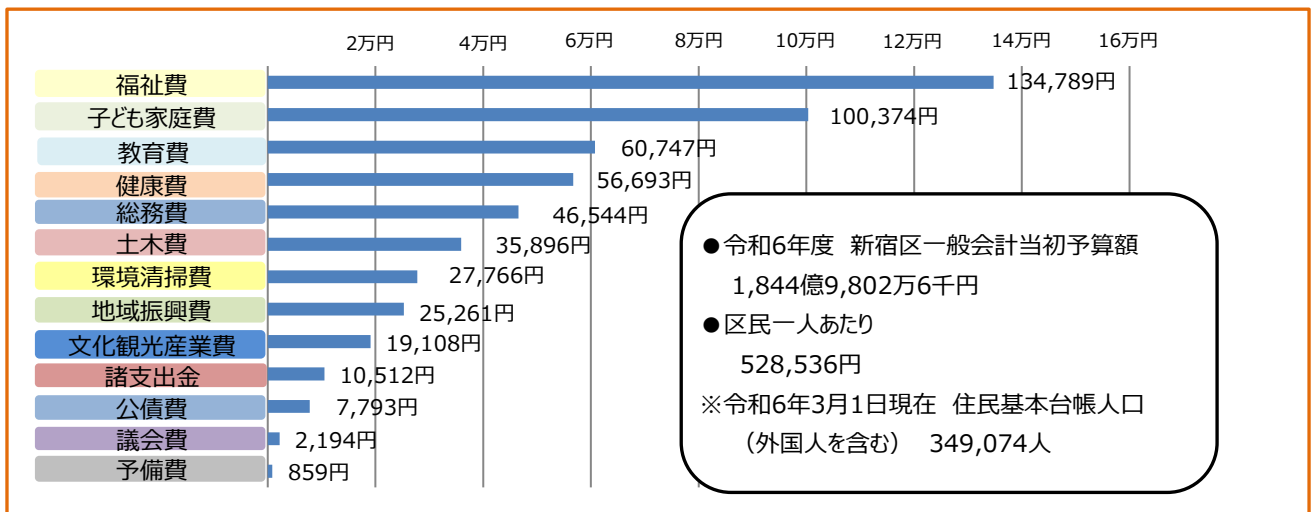
また、区民一人あたりの歳出予算の総額は、528,536円となります。

◎歳出予算（目的別）1万円あたりの内訳

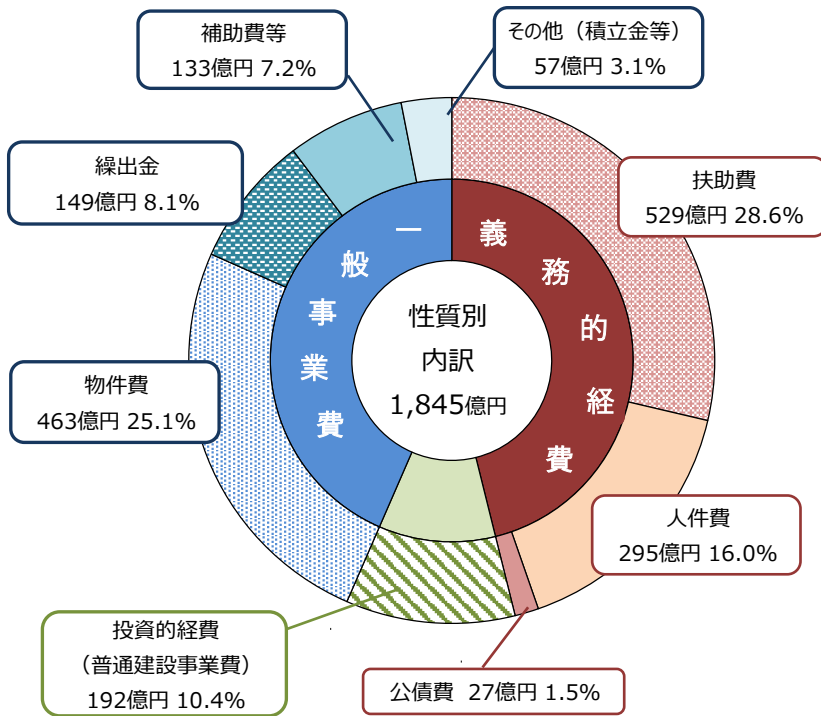
予算総額を1万円とすると、その内訳は以下のようになります。

福祉費	子ども家庭費	教育費	健康費	総務費
障害者・高齢者の福祉、生活保護などに 2,550円	児童の福祉、子どもの支援などに 1,900円	小・中学校、図書館などに 1,150円	健康診断や保健所の事業などに 1,070円	庁舎管理や防災、選挙などに 880円
土木費	環境清掃費	地域振興費	文化観光産業費	諸支出金
道路、公園、都市計画などに 680円	環境保護、清掃、リサイクルなどに 520円	区民施設の運営、地域振興などに 480円	文化・観光・商工振興などに 360円	区の貯金（基金）の積立などに 200円
公債費	議会費	予備費	合計 10,000円	
区の借入金（区債）の返済に 150円	区議会の運営に 40円	予算の不足に備えるために 20円		

◎歳出予算（目的別）区民一人あたりの内訳



2 性質別内訳



令和6年度の歳出予算を性質別に見ると、次のようになります。

性質別歳出予算には大きく分けて、支出が義務付けられている義務的経費、区の施設や道路、公園などを整備する投資的経費及びその他の経費として一般事業費があります。

義務的経費のうち、私立保育所保育委託や障害児支援給付などの扶助費は529億円で全体経費の28.6%を占めています。職員の給料などの人件費は、295億円で16.0%、区の借金の返済などに充てる公債費は27億円で1.5%となり、義務的経費は851億円で、全体経費の46.1%を占めています。

投資的経費は、192億円で全体経費の10.4%となっています。

一般事業費のうち、区有施設の管理運営や区が行政サービスを提供するための事務経費である物件費は、

463億円で全体経費の25.1%を占めています。国民健康保険や介護保険などの特別会計に支出する経費である繰出金は149億円で8.1%、補助費等は、学校給食無償化などで、133億円、7.2%となっています。

◎前年度比較

単位：億円

	令和6年度		令和5年度		比較増減	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
義務的経費	851	46.1%	823	48.6%	28	3.5%
人件費	295	16.0%	270	16.0%	25	9.3%
扶助費	529	28.6%	532	31.4%	△3	△0.6%
公債費	27	1.5%	21	1.2%	6	31.6%
投資的経費	192	10.4%	119	7.0%	73	61.4%
一般事業費	802	43.5%	753	44.4%	49	6.5%
うち物件費	463	25.1%	441	26.0%	22	5.0%
歳出合計	1,845	100%	1,695	100%	150	8.9%

※項目単位で四捨五入しているため合計と合わない場合があります

◎ポイント2

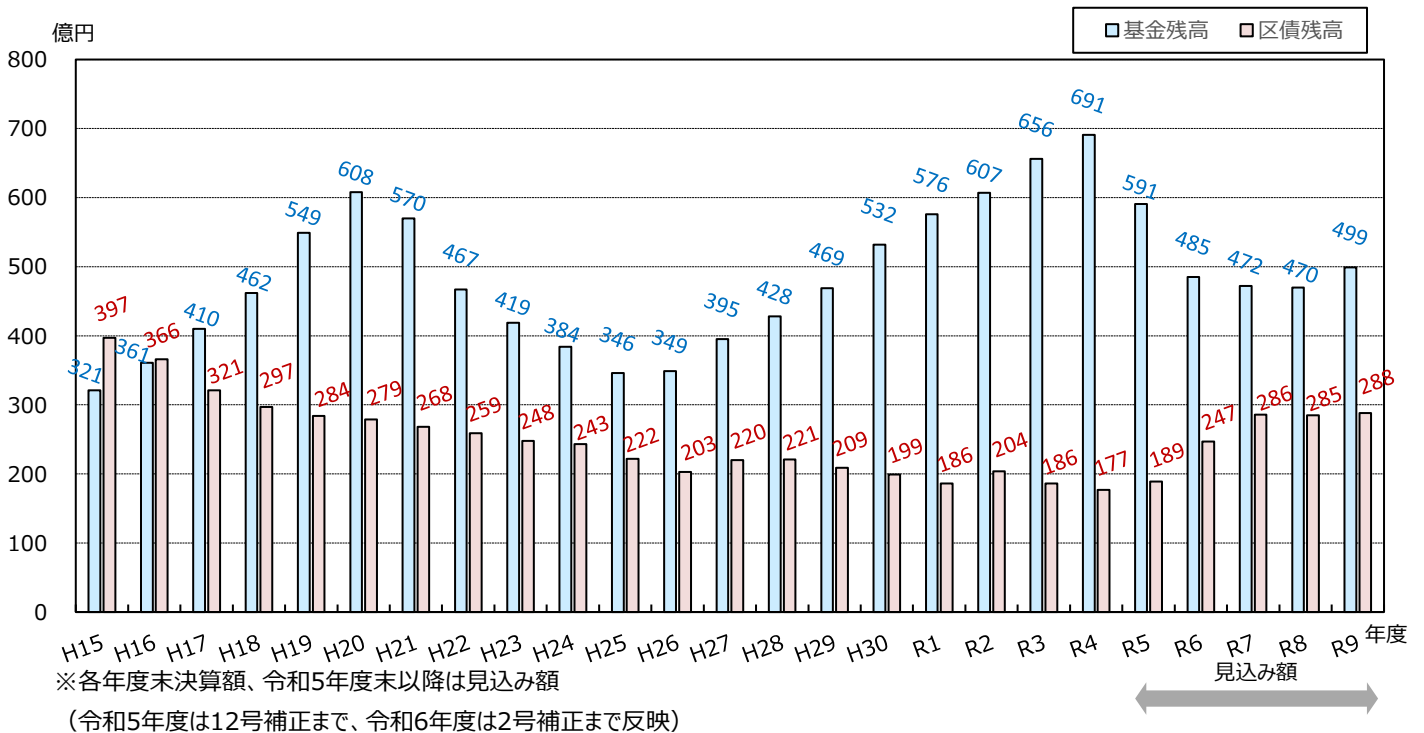
令和6年度予算は、区財政を取り巻く環境が予断を許さない状況のなか、少子高齢化を背景とした社会保障関連経費の増加、デジタル化や脱炭素化の推進、災害リスクへの備え、公共施設の老朽化に伴う更新・改修需要など山積する課題に着実に対応するため、限られた財源を優先的に配分しました。また、長引く物価高騰への対応では、区民生活や区内事業者を支援していくために、地域商業活性化推進事業や学校給食無償化などに要する経費40億円を計上しています。その結果、一般会計の当初予算の規模は、1,845億円と過去最大となりました。

性質別内訳では、義務的経費が5割弱を占め、このうち私立保育所保育委託や障害児支援給付などの扶助費の割合が全体の3割、職員の給料や退職手当などの人件費が2割弱となっています。このほか、牛込第一中学校の用地買収などにより普通建設事業費が61.4%の大幅増、IT関連経費や労務単価上昇への対応などにより物件費が22億円、5.0%の増となっています。

Ⅱ 財政状況

区債と基金

区債と基金の残高推移と今後の見込み



区債は、学校や道路等の公共施設の整備などに充当する借入金です。区は着実に償還を進め、令和4年度末では残高が177億円となり、5年度末は189億円となる見込みです。

区の貯金である基金は、リーマンショック以降の厳しい経済環境の中で、平成21年度から25年度までの5年度にわたり、有効活用を図った結果、残高は20年度末の608億円から346億円へと262億円もの減となりました。

その後、堅実な財政運営や各種基金への積立てを行い、財政対応力の涵養に努めた結果、令和4年度末の残高は691億円となり、5年度末は591億円となる見込みです。6年度末は、5年度末から106億円減少し485億円となる見込みです。

区民一人あたりの残高（4年度末）

区債残高

51,168円

基金残高

199,471円

※令和5年4月1日現在 住民基本台帳人口（外国人を含む）

346,313人

◎ポイント3

世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっています。また物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響など社会経済情勢の不透明な状況が続くなか、高齢者、子育て世代や生活困窮者などへの支援、高度防災都市化に向けた災害に強いまちづくり、更新時期を迎える区有施設への対応など、必要経費は将来に向かってさらに増加することが見込まれます。

今後とも社会経済情勢を慎重に見極めながら、基金と区債を組み合わせ効果的に活用していきます。

財政指標等からみた新宿区

一般会計決算

単位：百万円

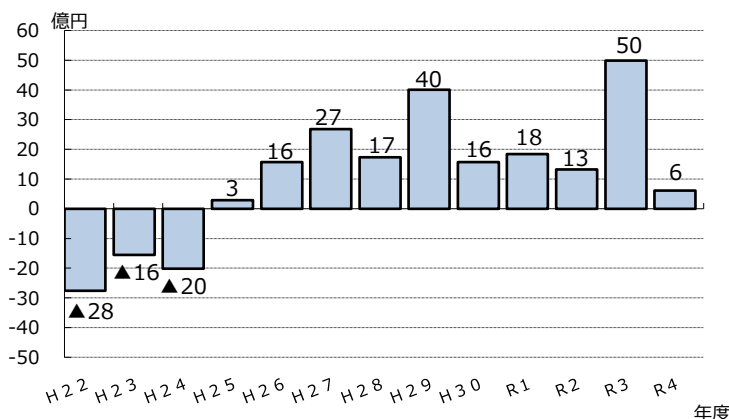
区分	4年度	3年度	増減率(%)	区分	4年度	3年度	増減率(%)
歳入総額 A	176,872	173,141	2.2	単年度収支 F	△ 2,010	2,883	
歳出総額 B	172,221	166,751	3.3	財政調整基金積立金 G	3,619	2,102	72.2
歳入歳出差引額 (A) - (B) C	4,651	6,390	△ 27.2	繰上償還金 H	0	0	
翌年度に繰り越すべき財源 D	309	39		財政調整基金取崩額 I	1,000	0	皆増
実質収支 (C) - (D) E	4,342	6,351	△ 31.6	実質単年度収支 (F)+(G)+(H)-(I) J	609	4,985	

※項目毎に四捨五入しているため、差引が合わない項目があります。

令和4年度一般会計決算では、歳入総額(A)が、1,769億円、前年度と比べ37億円、2.2%増となり、歳出総額(B)は1,722億円、前年度と比べ55億円、3.3%の増となりました。

また、4年度の実質収支(E)から3年度の実質収支を差し引いた「単年度収支」(F)△20億円の、財政調整基金積立金(G)36億円の積立てを加え、財政調整基金取崩額(I)10億円を差し引いた「実質単年度収支」(J)は6億円で10年連続黒字となりました。

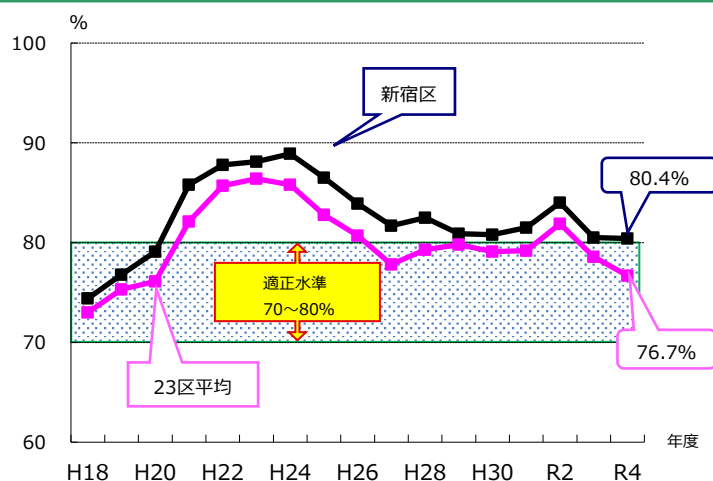
実質単年度収支



実質単年度収支は、単年度収支に財政調整基金への積立てのような実質的黒字要因を加え、財政調整基金の取崩しのような実質的赤字要因を差し引いた数値で、その年度の実質的な収支をあらわします。

左表をみると、24年度までは赤字でしたが景気が回復基調に転じたことや、これまでの事務事業の見直しなどにより、25年度以降は、黒字となっています。

経常収支比率



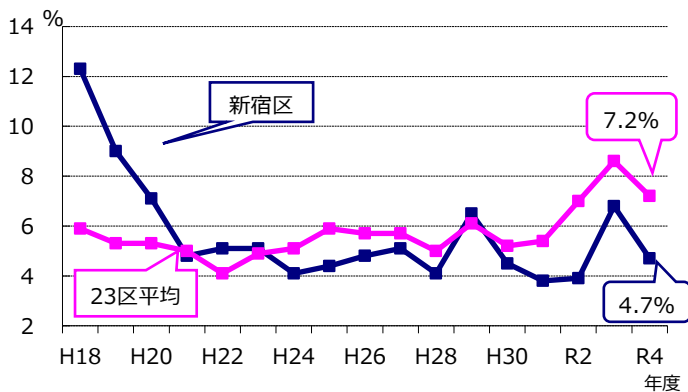
経常収支比率は、経常的経費（人件費や扶助費、公債費といった義務的経費及び物件費など、毎年度決まって支出される経費）に充当された一般財源等の額が、経常一般財源等総額（特別区税や特別区交付金など、毎年度の経常的な収入のうち、その用途が限定されずに使える一般財源等）に占める割合によって財政構造の弾力性を測る指標で、適正水準は70～80%とされています。

経常収支比率が低いと、その自治体の財政構造には弾力性があり、それだけ政策的な課題に柔軟に対応できることとなります。一方、経常収支比率が高くなると、財政面での機動的な対応に支障が生じることとなります。

新宿区の経常収支比率は、4年度決算では、物件費や扶助費の増などにより、分子である経常的経費充当一般財源等が2.8%増加したものの、分母である経常一般財源等総額が特別区税の増収などにより3.0%増加したことで、0.1ポイント減の80.4%となりました。引き続きその適正水準を超えていることから、区の財政構造は弾力性のあるものとはいえません。

※財政指標の「経常収支比率」、「実質収支比率」、「公債費負担比率」及び「財政健全化判断比率」については、総務省の定める基準に基づき、区の一般会計を再構成した「普通会計」から算出したものです。

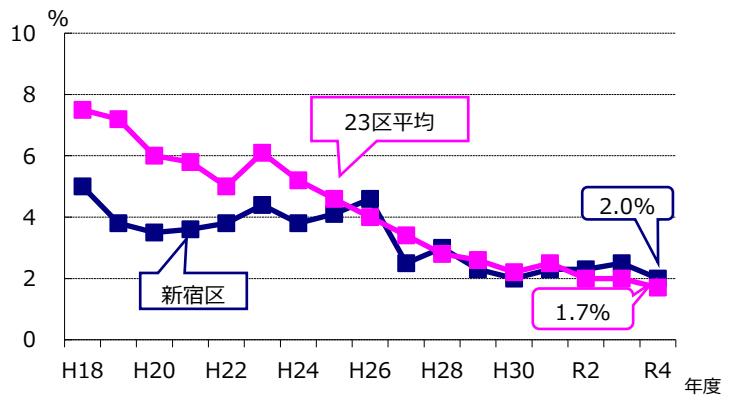
実質収支比率



実質収支比率は、財政運営上の黒字・赤字という実質収支額を、標準財政規模に対する比率で表した指標で、4年度決算では、4.7%となっています。

※標準財政規模とは、地方税や地方譲与税などの一般財源ベースでの地方自治体の標準的な財政規模を示します。

公債費負担比率



公債費負担比率は、使い道が特定されない財源(一般財源等収入)のうち、区債の返済(公債費)に使われた割合を示す指標です。公債費がどの程度一般財源等の使途の自由度を制約しているかによって、財政構造の弾力性を判断します。4年度決算では2.0%となっています。

財政健全化判断比率

自治体の財政状況を早期に把握し、破綻を防ぐことを目的に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で、自治体財政の健全度を測る4つの指標(健全化判断比率)が定められています。

○ 実質赤字比率

標準財政規模に対する一般会計等の実質赤字の割合を示す指標であり、4年度決算では、実質収支が黒字のため、実質赤字比率は算出されません。

○ 連結実質赤字比率

標準財政規模に対する一般会計及び特別会計を連結した実質赤字の割合を示す指標であり、4年度決算では、連結実質収支が黒字のため、連結実質赤字比率は算出されません。

○ 実質公債費比率 △2.9%

公債費に債務負担行為などの支出(準元利償還金)も含めた経費の財政規模に対する割合をはかる指標(直近3か年度の平均値)であり、4年度決算では、前年度と比較して0.3ポイント増となりました。

○ 将来負担比率

区債残高等の将来負担額から基金残高等の充当可能財源を差し引いた額の、財政規模に対する割合をはかる指標です。4年度決算では、将来負担額よりも、償還等に充用できる財源が大きいため、将来負担比率は算出されません。

◎ポイント4

将来にわたり良質な区民サービスを提供し続けるためには、安定した財政基盤を確立しなければなりません。そのためには、今後とも社会経済情勢を慎重に見極めながら、将来需要を的確に捕そくし、限られた財源の効果的な配分と効率的な予算の執行を行っていきます。基金については、突発的な行政需要に対する機動的な活用、残高の確保、また、長期的に見た区政の課題を俯瞰しながら、景気後退による減収や緊急の行政需要にも的確に対応するための備えとして、積立てを行っていきます。区債については、財政負担の平準化や将来の財政負担などを考慮し、基金とあわせて効果的に活用していきます。

今後とも、既存の事務事業の見直し、内部管理経費の精査などとともに、DX活用により、現行の事務負担を軽減させ、職員の人的リソース・能力を、事業の再構築に振り向けるなど、不断の行財政改革に徹底して取り組み、持続可能な行財政運営に努めていきます。

Ⅲ 都区財政調整制度

23区の区域は、人口が高度に集中する大都市地域であり、その特殊性から、区域全体として一体的・広域的に処理する必要のある市町村事務の一部（上下水道や消防など）を都が行っています。このような都と区の役割分担のため、

①23区と東京都は、固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税の3税及び法人事業税の一部を財源として、事務の分担に応じた財政調整を行っています。また、令和3年度から令和8年度までは、固定資産税の軽減措置に係る当該減収の補填として、固定資産税減収補填特別交付金を加えた額が配分されます。

（都区間の配分割合 55.1（区）：44.9（都））

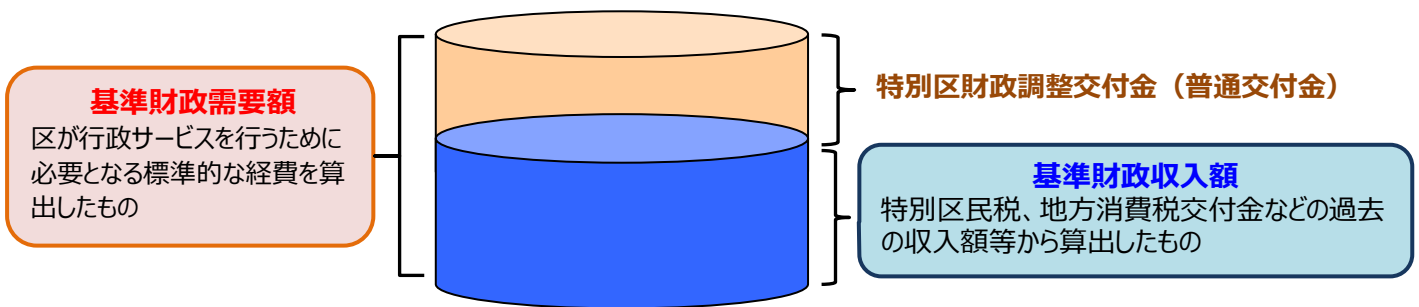
②この制度は23区間の財源の不均衡を調整し、23区の行政水準の一定の均衡を図る役割を担っています。

新宿区では、都区財政調整制度による特別区交付金が一般会計歳入の約2割を占める重要な財源となっています。

〈参考〉

- ・令和5年度一般会計歳入予算1,695億円のうち特別区交付金（特別区財政調整交付金）303億円（17.9%）
- ・令和6年度一般会計歳入予算1,845億円のうち特別区交付金（特別区財政調整交付金）309億円（16.7%）

基準財政需要額 - **基準財政収入額** = **特別区財政調整交付金（普通交付金）**



※特別区財政調整交付金のうち、95%が普通交付金、5%は特別交付金として、災害等の特別な財政需要がある場合に交付されます。

国による不合理な税制改正等について

法人住民税の一部国税化や地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税などの不合理な税制改正により、特別区の貴重な税源は一方的に奪われています。こうした不合理な税制改正による特別区全体の影響額は、令和5年度だけでも3,200億円を上回り、特別区における人口70万人程度の財政規模に相当する衝撃的な額です。新宿区への影響額は、約130億円の減収になると試算しています。

特別区は、持続的な都市の発展のために取り組むべき喫緊の課題や将来的な課題が山積しています。また、ウクライナ情勢等に伴う長引く物価高騰は地方経済にも大きな影響を与えており、先行きが依然として不透明な状況です。

地方交付税の不交付団体である特別区は、景気変動の影響を受けやすい歳入構造であるため、景気後退による区税等の減収や物価高騰対策等の財政支出に対しては、積み立てた財政調整基金を取り崩さなければなりません。備えとしての基金残高や税収の多寡という側面にのみ焦点を当て、あたかも財源に余裕があるとする議論は容認できません。

今必要なことは、全国各地域が自らの責任で真に必要な住民サービスを提供するとともに、自治体間の積極的な交流や協働によって共存共栄する良好な姿を作ることであり、税源の奪い合いにより自治体間に不要な対立を生むような制度は認められません。

今こそ、国の責任において各地域を支える地方税財源の充実強化を図り、日本全体の持続可能な発展を目指すべきです。

なお、特別区の主張については、新宿区のホームページ（財政のページ）からご覧になれます。